【株主提案（第5号議案から第9号議案まで）】

第5号議案から第9号議案までは、株主様1名からのご提案によるものであります。

提案の内容および議案の理由につきましては、提案株主様から提出された株主提案書の記載に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

取締役の報酬額改定の件（業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入）

（1）議案の要領

取締役の年間報酬限度額（2006年6月29日開催の第93回定時株主総会において決議）の範囲内で実際に支給される、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）それぞれの報酬について、現行の取締役報酬に追加して以下の条件にて金銭債権を支給する。

・当該金銭債権は、譲渡制限付株式報酬に係る第三者割当て（自己株式の処分）に対する現物出資に充てられるものとする。

・譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、割当てを受けた日より3年から20年の間で取締役会が定める期間とし、当該内容は当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約にて規定する。

・具体的な支給時期、処分する自己株式の数、配分等は取締役会で決定する。

（2）提案の理由

価格競争の激化、原材料価格の変動等といったリスクのある事業を営む当社の取締役会及び経営陣は、客観的で透明性の高い、ROEに連動した業績連動株式報酬によって報われるべきと考えますが、現在の代表取締役社長は15千株しか当社株式を保有しておらず、インセンティブがない状況です。さらに当社は相互保有株式の問題も抱えています。

かかる状況を変えるべく、経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」に有用であると記載される株式報酬の導入により、経営陣に株主目線での経営を促し、中長期の業績向上インセンティブを与えることが望ましいと考えられます。

また、コーポレートガバナンス・コードの原則4-2、補充原則4-2①が、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、業績連動型報酬の割合等を決定すべきとしていることも、業績連動株式報酬を導入すべき理由のひとつです。

〈株主提案に対する当社取締役会の意見〉

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度の導入に係る議案を第4号議案として附議しております（以下、当該業績連動型株式報酬制度を「会社提案報酬制度」といいます。）。

会社提案報酬制度は、自己資本利益率（ROE）、EBITDA及び非財務指標であるサステナブル指標を業績指標に採用した上で（各指標の構成比率はそれぞれ50%、40%、及び10%）、これらの指標の達成状況に応じて各取締役に付与される株式（ポイント）の数が決定されるというものです。これにより、取締役に対してROEを含む各業績向上のインセンティブを付与することを意図しております。また、これが導入されると当社の取締役報酬における固定報酬、短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬の各構成割合（基準業績時の目安）は、現在の85%、15%及び0%から60%、20%及び20%へと変更することが可能となり、報酬ミックスという観点からも、中長期的な観点からの取締役の業績向上に対するインセンティブが高められることとなります。加えて、既存の取締役の報酬の限度額を減額した上で、当該減額分（年間100百万円）と会社提案報酬制度において当社が拠出する金額を事業年度数で除した金額（100百万円）を一致させることにより、報酬全体としての金額の水準にも配慮しております（詳細は第4号議案をご参照ください。）。

他方で、株主提案である本議案は、当社経営陣に中長期の業績向上のインセンティブを与えることを目的として、業績連動型譲渡制限株式報酬制度を導入することを提案するものであり、その意図するところには会社提案報酬制度と共通する部分があるものと考えられます。しかし、本議案には、取締役が引き受ける株式の数の上限に関する記載（会社法第361条第1項第5号イ）が盛り込まれておらず、会社法上取締役に対して譲渡制限株式を報酬として付与するために必要な事項の記載が欠けております。そのため、仮に本議案が承認可決されたとしても、本議案は法的に有効なものにはならず、そのため、当社において本議案に基づき譲渡制限株式報酬制度を導入することはできません。また、提案の理由の記載からすると、ROEに連動した制度を想定しているものと思われますが、ROEを何に連動させるのか（譲渡制限を解除する株式数に連動させるのか、付与する株式数に連動させるのか）などが明確ではなく、具体性にも欠けております。

したがって、当社といたしましては、本議案に反対であり、中長期の視点から適切に設計された業績連動型株式報酬である会社提案報酬制度を導入することが望ましいと考えております。

定款一部変更（監査等委員会設置会社制度への移行）の件

（1）議案の要領

監査等委員会設置会社への移行のため、現行定款を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

現行定款	変更案
（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 （削除） 3. 会計監査人
（員数） 第19条　当会社の取締役は、15名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の監査等委員でない取締役は、15名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。
（選任） 第20条　取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	（選任） 第20条　取締役は株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第21条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（代表取締役、役付取締役、名誉会長、相談役および顧問） 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。また、取締役会長1名および取締役副社長若干名を定めることができる。 取締役会は、その決議によって名誉会長1名、相談役および顧問各若干名を定めることができる。	（代表取締役、役付取締役、名誉会長、相談役および顧問） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員会である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員会である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定する。また、取締役（監査等委員会である取締役を除く。）の中から取締役会長1名および取締役副社長若干名を定めることができる。 取締役会は、その決議によって名誉会長1名、相談役および顧問各若干名を定めることができる。

現行定款	変更案
（取締役会の招集権者および議長） 第23条　取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長が支障あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。	（取締役会の招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長が支障あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第26条　当会社は、会社法399条の13第6項に定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役との責任限定契約） 第27条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第28条　（省略）
第5章　監査役及び監査役会	（削除）
（員数） 第28条　当会社の監査役は、5名以内とする。	（削除）
（選任） 第29条　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	

現行定款	変更案
(任期) 第30条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
第32条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(報酬等) 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(社外監査役との責任限定契約) 第34条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(削除)
(新設)	第5章　監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会規則) 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等員規則による。
第35条～第38条（省略）	第31条～第34条（現行どおり）
(新設)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 2021年6月開催の第108回定時株主総会終結前の社外監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条に定めるところによる。

(2) 提案の理由

監査等委員会設置会社への移行は、経営陣の監督と業務執行を分離することで、より実効的な監督を可能とし[1]、当社の長期的な成長可能性及び企業価値の向上につながります。監査等委員会設置会社においては、柔軟な制度設計が可能であり、監査機能の独立性確保によるコーポレートガバナンスの一層の充実と機動的な意思決定を両立させることにより、企業価値の更なる向上を図ることができます。2020年9月時点で、JPX日経400の企業のうち監査等委員会を設置する企業は19.9%であり、その数は年々増加しています[2]。

オアシスは、株主としてのスチュワードシップ責任に基づき、当社が監査等委員会設置会社制度を導入することを提案します。

---

[1] コーポレートガバナンス・コード基本原則4－6
[2] 株式会社東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」(2020年9月7日)(https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000004xll4-att/nlsgeu000004xlo7.pdf)参照

〈株主提案に対する当社取締役会の意見〉

取締役会としては、本議案に反対いたします。

わが国の会社法は、多様な機関設計を認めており、公開会社である大会社においては監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社のいずれかを採用することとなっております。これら3つの機関設計は、いずれかが優れているというものではなく、会社がどの機関設計を採用すべきかについては、各会社ごとに検討されるべき問題です。

当社においては、法令遵守の重要性にも鑑み、独任制の強固な権限で監査を行うことができる監査役会設置会社を選択しつつ、3分の1超が独立社外取締役で構成されている取締役会と執行役員制度によって、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。また、代表取締役、取締役候補者及び監査役候補者の指名並びに取締役及び執行役員の報酬など取締役の職務執行の監督に特に重要な事項については、代表取締役1名及び独立社外取締役5名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」への諮問を通じて、客観性・適時性・透明性をより強化しております。

当社として、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に向け、当社の機関設計についても不断に検討を行っていく所存ではございますが、現状の体制としては、監査役会設置会社が適切であり、監査等委員会設置会社に移行する必要はないと考えます。

定款一部変更（相談役・顧問等の廃止）の件

（1）議案の要領

現行定款を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

現行定款	変更案
第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。また、取締役会長1名および取締役副社長若干名を定めることができる。 取締役会は、その決議によって名誉会長1名、相談役および顧問各若干名を定めることができる。	第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。また、取締役会長1名および取締役副社長若干名を定めることができる。 当会社は、名誉会長並びに相談役又は顧問等本会社の業務一般又は特定の業務について代表取締役の諮問に応ずることを職務内容とする役職を置かない。

（2）提案の理由

経済産業省のガイドラインは、社長経験者が会社に相談役・顧問として残る場合、現役経営陣への不当な影響力の行使が生じることがあると指摘しています[3]。相談役・顧問がそのような影響力を積極的に行使しない場合でも、現役経営陣が社長経験者の過去の判断に反する意思決定や変革の実行を躊躇することも考えられます。

当社は2名の相談役及び顧問役（非常勤・報酬有）を設置しており、その全員が当社の元代表取締役社長等です。経営陣が大胆な意思決定や変革を躊躇すると、そのような革新による成長の達成は困難となります。

したがって、顧問・相談役制度の廃止は、当社経営陣が果断な意思決定を行い、コーポレートガバナンス上の必要な変革を成し遂げ、将来の収益につながる事業執行を行うために不可欠な制度改革です。

[3] 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」
(https://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180928008/20180928008-1.pdf) 48頁参照

〈株主提案に対する当社取締役会の意見〉

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案の提案の理由には「当社は2名の相談役及び顧問役（非常勤・報酬有）を設置」しているとありますが、当社には、現在、相談役及び顧問役はおりません。

なお、当社には名誉会長がおりますが、当社の名誉会長は、これまでの経験・識見・人脈を活かしつつ、業界団体などの対外的な活動による当社の社会的評価向上などに貢献していただいており、名誉会長が当社の経営に関する意思決定に関与したり、これに不当な影響を与えることはございません。

相談役・顧問等の制度は、各人の豊富な経験・識見・人脈などを活用する必要がある場合に利用し、これを適切に運用することにより、当社の企業価値向上に資するものであるため、引き続き有用であると考えております。また、当社の取締役会は、3分の1超を独立社外取締役で構成しており、相談役・顧問等が、当社の意思決定等に一切影響を与えない環境が確保されております。

本議案はその前提の認識に誤りがあり、相当でないと考えます。

自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから、1年以内に、当社普通株式を株式総数18,619,100株（発行済株式総数（自己株式を除く）の9.9%)、取得価額の総額金240億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は、2018年度から2020年度にかけて中期経営計画に基づき総額約300億円の自己株式取得を実施しました[4]。当社は2021年度からの新たな中期経営計画（「次期中期計画」）を発表予定であるところ、次期中期計画において、より積極的な自己株取得の方針を策定すべきと考えます。当社の現在のPBR（株価純資産倍率）は0.39倍と解散価値の1.0倍を有意に下回っており、過去5年間に比しても低い水準となっています。また、当社の株価は過去5年間においても一度も企業の解散価値であるPBR1.0xを上回っておらず、危機的な状況です。次期中期計画の初年度に有意な自己株買いをすることは、経営陣の次期中期計画の達成への自信を示すうえで非常に重要です。弊社は貴社次期中期計画において3年間で1,000億円規模の自己株式取得を行うべきであると考えていますが、初年度に総額240億円の自己株式取得の実施をその第一歩として行うことを提案します。

[4] 当社ウェブサイト「中期経営計画―利益配分に関する基本方針」(https://www.tskg-hd.com/ir/policy/plan/)

〈株主提案に対する当社取締役会の意見〉

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主還元の重要性を認識しており、自己株式取得は株主還元の有用な手段であるとの認識の下で、2018年度から2020年度にかけて中期経営計画に基づき総額約300億円の自己株式取得を実施いたしました。そして、2021年5月14日に新中期経営計画「中期経営計画2025」を公表し、2021年度から2025年度の間、総還元性向80%を目安として、配当金について連結配当性向50%以上を目安としかつ1株当たり年46円を下限として段階的に引き上げることとしつつ、機動的に自己株式取得を実施していく方針としております（なお、資産

売却等による特別損益は、原則として、総還元性向および連結配当性向を算定するうえでは考慮いたしません)。
他方で、提案株主の主張する2021年度に240億円の自己株式取得は、総還元性向100%を超える見込み（当社が公表した2021年度連結業績予想の親会社株主に帰属する当期純利益170億円に基づき算出すると約141%）であり、これを実施すると、新型コロナウイルス感染症拡大により世界経済情勢の先行きが不透明である状況下において、一定程度の手許流動資金を備えながら、新たな成長分野・領域拡大や事業継続のための投資に要する資金を十分に確保することができなくなると考えます。新中期経営計画に定めたとおり、当社は、中長期的な企業価値の維持・向上の観点から、今後、包装容器領域を基盤として、エンジニアリング・充填・物流領域におけるバリューチェーンの拡大と、鋼板関連事業・機能材料関連事業における光学用・電池向け部材等での成長を図るとともに、新規事業領域において社会課題解決の新しい仕組みを創出していく必要があると考えており、具体的には、将来の成長や基盤強化等に向けて以下の投資を実施していく方針です。

- ■ 環境負荷低減・環境価値拡大のための投資
- ■ 包装容器製造の枠を超えたバリューチェーン全体でのシステム構築
- ■ 注力すべき既存事業領域における基盤強化
- ■ 「食と健康」・「快適な生活」・「環境・資源・エネルギー」領域を中心とする ビジネスパートナーやスタートアップ企業との共創を含めた事業創出と育成
- ■ IoT・DXの推進、新技術開発、人材開発など

したがって、本議案において提案株主の主張する規模の自己株式取得を現時点で行うことは、中長期的な企業価値の向上の観点からは妥当ではないと考えております。
当社の定款第7条には、取締役会決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めが置かれております。自己株式取得については、上記新中期経営計画で掲げた方針の下、取締役会で十分に協議の上、取得株数の設定や実施時期等を含め判断をしていくべきであると考えております。

定款一部変更（気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）を踏まえた経営戦略を記載した計画の開示）の件

（1）議案の要領

現行の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第39条　当会社は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）を踏まえた経営戦略及びその実施状況を記載した計画を年次報告書にて開示する。

（2）提案の理由

当会社は、低炭素社会、資源循環社会及び自然共生社会の観点から、環境管理体制を整備し、2019年度にEco Action Plan 2030を策定しているほか、有価証券報告書においてこれに基づき環境リスクに関する開示を行い、別途CSRレポートにおいても環境への取組を公表しています[5]。昨年のみずほフィナンシャルグループに対する気候変動ネットワークからの株主提案が3割以上もの賛成を得た[6]ことからも、環境対策をはじめとするESG投資の重要性は近年格段に増していることは明らかです。当会社の事業内容に照らすと、一定の環境負荷の発生は不可避であることからしても、当社において、現状の取組に加え、定款での明記を通じ、更に環境関連の取組に対する情報開示の透明性を高めることは、当社の企業価値及び魅力を高める上での喫緊の課題といえます。

以上の理由により、オアシスは、環境の配慮に関する取組の実施状況の開示を定款上明記する趣旨の上記定款変更を提案します。

[5] 当社ウェブサイト「東洋製罐グループCSRレポート 2020」(https://www.tskg-hd.com/csr/pdf/2020csr_web.pdf)
[6] 株式会社みずほフィナンシャルグループ「臨時報告書の提出について」(2020年6月30日)
(https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/stock/meeting/pdf/extra_18.pdf)

〈株主提案に対する当社取締役会の意見〉

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループでは、創業以来、「事業活動を通して、人類の幸福に貢献すること」を使命とし、「常に新しい価値を創造し、持続可能な社会の実現を希求すること」を経営理念に掲げて実践に努めております。特に環境に関しては、脱炭素社会、資源循環社会、自然共生社会の3つの観点から2050年までを見据えたグループ環境ビジョンを設定し、その実現に向けてさらに、具体的な中期目標である「Eco Action Plan 2030」を2019年度に新たに策定した上で、事業活動に伴う環境負荷を低減することはもとより、サプライチェーンを通じて発生する様々な環境負荷を低減するための施策を具体化し、その実現に向けた取組みを着実に推進してまいりました。そして、2021年5月には、これらの取組みをさらに推進するべく、環境ビジョンにおける長期目標としてカーボンニュートラルの実現を目指すことを掲げ、Eco Action Plan 2030の目標についての改定を行いました。

また、当社は、当社グループ企業行動憲章・企業行動規準および当社グループ環境方針において、ステークホルダーとの環境コミュニケーションを積極的に行い、相互理解に努める旨を明記しており、実際に、環境関連の上記の取組みについて、国際基準である「GRIサステナビリティ・レポーティング・スタンダード」を参考に当社ホームページにおいて開示をしているほか、国際基準であるISO 26000（社会的責任に関する手引き）を参考に毎年CSRレポートとして開示を行っております。

本議案は、環境関連の取組みに対する情報開示の透明性を高めることを目的とするものと提案の理由には記載がありますが、当社は上記のとおりこれまで透明性の高い情報開示に努めてきておりますので、定款に明記する必要性が認められません。また、現在、IFRS財団において、気候変動を含むサステナビリティに関する統一的な開示の枠組みを策定する動きが進められているところでもあり、コーポレートガバナンス・コードの改訂案補充原則3-1③においても、TCFDに限られずこれと「同等の枠組み」に基づく開示もプライム市場に適用される原則に適合することとされております。環境関連の取組みに対する情報開示としてどのような形が適切であるかについては、今後の動向も踏まえて検討していく必要がありますが、本議案のとおり、依拠する開示の枠組みをTCFDに限定して定款で定めるとなると、当社の今後の検討に支障が生ずるおそれがあり、相当でもありません。

以上から、当社取締役会としては、定款に本提案のような規定を設けることは相当でないと判断いたします。

※ご参考　環境・気候変動への取り組み

中長期的な環境目標	◆2050年長期目標 • 2050年長期目標：カーボンニュートラルを目指す。 • 新規投入資源の使用量を最大限に削減し、再生材や再生可能材料への代替に努めます。 • 調達、開発、製造、販売、サービス活動においてライフサイクルを考慮し、製品およびサービスを通して、地球上の生物や人類が永続的に共生できる社会の実現に貢献します。 ◆2030年度中期目標「Eco Action Plan 2030」 (1) 脱炭素社会 ①事業活動でのCO_2排出量(Scope1,2)を35%削減(2019年度比) ②サプライチェーンでのCO_2排出量(Scope3)を20%削減(2019年度比) (2) 資源循環社会 ①枯渇性資源の使用量を30%削減(2013年度比) ②プラスチック製品については化石資源の使用量を40%削減(2013年度比) • プラスチック製品の軽量化、素材転換により15%削減(2013年度比) • 再生材・植物由来樹脂の利用率を30%向上(2013年度比) ③全ての容器包装製品をリサイクル可能またはリユース可能に (3) 自然共生社会 ①環境リスク・環境汚染物質の低減 • PRTR法に関する物質の排出・移動量を2022年度までに15%削減(2013年度比) ②生物多様性の保全を推進 • 事業活動での水使用量を30%削減(2013年度比) ③外部コミュニケーション活動の推進 • 海洋プラスチック問題解決に向けた対応(散乱防止)と情報公開
主な環境トピックス	◆世界のサーキュラー・エコノミーを推進するエレン・マッカーサー財団に日本の容器メーカーとして初の加盟 ◆使用済みプラスチックの再資源化事業に取り組む新会社「株式会社アールプラスジャパン」への資本参加 ◆経団連主催の「チャレンジ・ゼロ(チャレンジネット・ゼロカーボンイノベーション)」への参加 ◆TOKYO PACK 2021に出展。キーメッセージを「次は、地球をつつむ。」とし、「脱炭素社会」「資源循環社会」「自然共生社会」の3つの環境ビジョンで区分したコンセプト重視の展示内容とした ◆グループの素材やパッケージ、CO_2排出量の算出に関する豊富な知見を活かし、顧客に対して当社が製造する容器の原材料調達から廃棄までのCO_2排出量に関する情報を提供する「CO_2の見える化および削減のサポート」を2021年度下期から開始する予定

以　上